

平成26年9月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	吉田栄光
委員会開催日	平成26年9月25日(木)
所属委員	〔副委員長〕遊佐久男 〔委員〕 鈴木智 佐久間俊男 斎藤勝利 神山悦子 甚野源次郎 川田昌成 渡部謙 青木稔



吉田栄光委員長

(1) 知事提出議案：可 決…30件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(9月25日(木))

神山悦子委員

繰越明許費と債務負担行為の変更についての案件が多い。理由は共通点もあり、部長からは賃金や物価の上昇、労働者不足、そして工期の変更によるものと説明があった。2月定例会の補正予算と当初予算で議決した案件が多数含まれているが、これらの内容について共通点と経緯について説明願う。

また、昨年の9月に労務単価等を見直したとの答弁が本会議等でもあったが、既に2月定例会でも予算が不足するのではないかと指摘しており、今になってこのような補正が提出される背景が何かあると思うが、理由を説明願う。

技術管理課長

まず、本県の全体で51職種ある労務単価は、平成25年4月に大幅な改定が行われ、平均で約20%上昇した。その後も26年2月に大幅な改定があり、平均で約8%上昇したが、この2月の労務単価の改定分を当初予算編成時に反映できなかったことが理由である。

また、被災3県では復旧・復興事業が急増し、資材やダンプトラックが不足するなど、非常に効率が下がっていることから、これらに対応するため、2月から諸経費を割り増しする措置がとられている。諸経費における共通仮設費が1.5倍、現場管理費が1.2倍となり、国の試算では工事費ベースで約8%上昇する状況である。当初予算編成時の債務負担行為設定額に対して、この部分が増額となったことが共通する理由である。

個別の箇所については、海岸堤防の災害復旧において生コンを現場まで運搬し、型枠を組んで打つのが標準的な工法であるが、現場の労働者不足に対応するため、工期の短縮と現場での作業を極力減らすことを目的に、工場で製作したものを現場に搬入し、設置をする工法に見直している。国からもこの工法を認めてもらったことにより、予算計上できるようになり、工法見直しにより増額になったものである。

神山悦子委員

2月に労務単価等の改定があったが、2月定例会の段階では反映できなかった分を今回補正したという理解でよいか。

技術管理課長

2月の改定は、設計労務単価の改定と復興係数と言われている諸経費の割り増しの2点である。どちらも2月定例会の債務負担行為の設定の段階では反映できなかった。

神山悦子委員

工事の議案はこれからも提案されると思うが、今後の上昇分はどの時点で設計に反映していくのか。それとも今回のように半年もおくれて反映することになるのか。

技術管理課長

まず、発注する段階については、最新の資材単価と労務単価を反映させている。今回の労務単価の見直しにおいても同様であるが、見直し後に契約をする場合は、特例措置としてさかのぼって設計単価に反映させる対応をしている。

次に、発注後については、契約後長期間にわたって工事を進める中で労務単価や資材単価の上昇があった場合には、スライド条項により、その時点での残工事に対して、発注者側が上昇分を負担する制度がある。一定の要件はあるが、発注後の資材単価等の高騰に対しても、実態に合った形で見直し対応をしている。

神山悦子委員

今後のことは理解したが、今回の補正では金額が倍ぐらいになっている。これが先ほど説明のあった工法の変更等だけで倍となることが理解ができない。

吉田栄光委員長

補正後の金額に対する質疑であるので、考え方を説明願う。

道路整備課長

変更理由はさまざまであり、一概にこの理由というものはないが、労務単価等の改定のほか、工法の見直しにより増額となったものもある。

河川整備課長

土の50～54ページの河川海岸等の債務負担行為の補正であるが、こちらは檜葉町における復旧工事である。先ほど技術管理課長から説明があったように、現在、型枠工や鉄筋工等の特殊技能者が不足しているため、当初予定していた海岸堤防を50cm厚の現場打ちコンクリートで被覆をする工事について、工場製作のブロックを活用した工法に変更することが増額の主な要因である。

神山悦子委員

工場で作成した二次製品を使用するほうが予算を削減できると思うが、どうか。

河川整備課長

現場でコンクリートを打つより工場で作成した二次製品を使用するほうが、運搬費が含まれているので若干割高となる。

神山悦子委員

この状況は今後も続くと思う。以前も述べたが、本県は被災3県の中でも復旧がおくれており、2020年の東京オリンピックの開催に向けて、首都圏と労働者のとり合いになると言われている。労務単価も被災3県を別枠とするなど、どこかで上昇を抑えることについて国との協議で対応しないと大変なことになると思う。

議案として復旧工事すると言っても、実際に進まないのであれば、県民への説明は必要であり、一方で予算を抑えながらしっかりと復旧することも考える必要があると思う。国や専門家との協議等など今後の見通しについて説明願う。

土木企画課長

このような状況については被災3県の部長会議等でも議題になっている。土木部では、業界との意見交換において現場の生の声をしっかりと聞き、改善すべきもの、与えられた条件の中で最善の方策は何かを常に考えてやっており、それが入札制度や執行方法の改善というさまざま形であらわれていると思う。今やれることは、ベストを尽くしてやっている。

提案のあった大きな枠組みについては、国との問題、法律の問題、民業とのかかわり合いなど複雑な問題がある。委員

からの提案は、現実的には難しいところがあるが、今後も業界との意見交換の機会を設けているので、その際の参考としたい。

神山悦子委員

土の88ページからの訴えの提起は、県営住宅の明け渡しを求めるものであるが、どれだけ努力したのかまでは説明がなかった。それぞれの状況について説明願う。

建築住宅課長

議案ごとに世帯構成と提案理由を述べる。

まず、議案第54号は単身世帯であり、提案理由は多額の滞納に加え、民事調停が不成立になったためである。

次に、議案55号は30歳代の母親と高校を卒業した子供、小学生の子供3名の世帯である。民事調停は成立したが、その後滞納額がふえたためである。

次に、議案第56号は入居名義人の兄とその妻、子供2名の4名の世帯であり、提案理由は入居名義人の死亡により入居承継できない者が入居を続けている不適正入居の状態にあるためである。

次に、議案第57号は入居名義人の子供とその子供2名の3名の世帯であり、提案理由は、入居名義人の死亡により入居承継できない者が入居を続けている不適正入居の状態にあるためである。

神山悦子委員

滞納額が一番多いのは幾らか。

建築住宅課長

議案第56号の約56万円である。

神山悦子委員

どれだけ努力したのかよくわからないが、全く連絡がとれないのか。それとも連絡はとれるがだめであったのか。

建築住宅課長

例えば、議案第56号は入居名義人が死亡したときから退去指導しており、さらに住宅訪問や明け渡し訴訟する旨の電話連絡を実施してきたが、不適正入居が継続している状況であり、今回提案したものである。

神山悦子委員

ここに至るまでいろいろな経過、段階もあったと思うが、遂行方針ウに「上記訴訟において必要があると認めるときは、訴えの取下げ、訴訟上の和解及び請求の放棄を行うことができる。」とあり、この4件の訴えの提起の全てに賛成するわけにはいかない。住居を奪ってよいのかという事情をよく調べてからやるべきであると思う。

次に、土の84ページの自主避難者を含む入居要件の資格要件が緩和された県営住宅の条例改正についてである。子ども・被災者支援法に基づき、障がい者や母子世帯と同様の優先枠を設けたことは当然である。ただ、優先枠があるだけで県営住宅の戸数がふえていないことが根本的な問題であり、今後は新たな県営住宅の建設も必要であると思う。そこで、優先枠についてどのように周知徹底するのか。また、今後の課題等があれば説明願う。

建築住宅課長

条例改正後は、速やかに県営住宅を管理する建設事務所を通じて、周知徹底を図っていく。

神山悦子委員

それは当然であるが、該当する避難者に対してしっかりと周知するためには、市町村も通じてやらないといけないと思うが、どうか。

建築住宅課長

条例改正については市町村にも通知をするので、被災され、避難している方々には周知徹底されていくと考えている。

神山悦子委員

その避難者には、県内外問わず自主避難者が含まれていると理解してよいか。

建築住宅課長

対象者は土の85ページからの別表3に、福島市から新地町まで記載してある市町村に住んでいた方を対象としている。その方が県内外に避難した場合に、この制度の対象となる。

神山悦子委員

まず、具体的な取り組みの「早期除雪対応に向けた基準や仕組みを整えます。」に、雪量観測装置の増設とあるが、どのように行うのか。

次に、除雪車出動基準の見直しについて、内容を説明願う。

次に、ガードケーブル化とあるが、どのような工法なのか。

道路管理課長

雪量観測装置の増設については、阿武隈山系に観測装置がなかったため、そこに増設を考えている。これまで職員が直接観測していたことから、峠部に観測装置の増設を行うものである。

除雪車出動基準の見直しについては、積雪が15cm以上になった場合に除雪を行うこととなっているが、山間部、市街地、雪が降るところ、余り降らないところとさまざまであることから、地域の実情に合った改定をしたい。

ガードケーブル化については、除雪の際にガードレールが板であることから雪が押しづらくなる。それがガードケーブルであれば、細いケーブルやパイプとなり、雪がはみ出して押しやすくなるものである。

神山悦子委員

除雪の基準見直しは、山間部と市街地では別の基準を設けるのか。

道路管理課長

会津地方と浜通りでは雪への備えも違うので、地域の実情に合った積雪値を設定していきたい。

神山悦子委員

これまでの15cmという基準は県内一律だったのか。

道路管理課長

これまでは県内一律15cmである。

鈴木智委員

国土交通省が、雪道でスタックするなど立ち往生した車両の強制排除も含めて検討していると聞いたが、今後、道路管理者である県がその排除をすることになるのか。

道路管理課長

災害対策基本法で立ち往生した車両の強制排除もできるとする改正を検討している段階であると聞いているので、具体的にどのような場合に、どの程度動かせるかなど勉強をしていきたい。

川田昌成委員

テーマ4に、「歩道や市街地のからの除排雪の改善を図ります。」とあるが、一番困るのは通学路の除雪である。2月の豪雪の際にも除雪の体制について質問したが、私の地元にも学校まで2km以上あり、通学路である県道でも歩道がない地域がある。須賀川土木事務所で手分けして緊急に除雪した経過もあった。最近の気象状況では集中的に雪が降ることから、きめ細かい対応も必要であると思うが、考えを聞く。

道路管理課長

特に市街地の通学路の歩道除雪については、我々も重要だと考えており、今回の小型ロータリー車の配置は基本的に歩道を排雪することが目的である。しかし、県だけで全ての歩道の除雪はできないので、地域の方と連携して通行確保に取り組んでいきたい。

川田昌成委員

地域ごとの連携がないと、誰かがやってくれるだろうと責任転嫁して、なかなか子供たちへの対応には向かわないので

はないかと思う。緊急時でもあるので地域ごとにうまく連携するような仕組みを考えてもらいたい。これは要望とする。

吉田栄光委員長

このアクションプランは、昨年度、本委員会において除雪体制について協議した後に策定されたものである。今回は改革に向けた行動計画を策定した初年度であり、平成28年度まで検討を重ね、さらに精度の高いものにしたいと説明があったことから一定の評価はしたい。これから雪の季節になることから、部長初め関係職員にはよろしく願う。

鈴木智委員

本会議において避難地域復興についての土木部長の答弁もあったが、土木部所管の復旧・復興関連事業が完了する見込みについて説明願う。

土木企画課長

まず、東日本大震災で被災した公共土木施設の災害復旧事業についてである。避難地域等の再編、常磐自動車道の全線開通、国道6号の自由通行化、現場の状況、国の除染の状況、地域での合意形成の状況等の環境変化も踏まえ、現在精査中の箇所もあるが、次のような考えを持っている。

避難解除準備区域及び居住制限区域については、国の除染との調整を図りながら災害査定を進め、復旧工事に順次着手しており、平成30年度までの完了を目指したい。なお、帰還困難区域については、災害調査がまだ十分ではない箇所もあり、これから災害調査をさらに進めていく必要がある。さらに国の災害査定準備を進める必要があることから、完了見込みについては、国の災害査定から5年以内の完成を目指したいと考えている。

次に、復興事業についてである。防災緑地整備事業については、ほぼ着工しており、29年度の完了を目指したい。また、ふくしま復興再生道路整備事業については、既に供用を開始した箇所もあるが、30年代前半までの全工区完了を目指したい。

いずれの箇所においても着工前の地域での合意形成、着工時の施工確保対策、工事实施中の的確な工程管理が必要になってくることから、土木部としては組織を挙げて、常に改善や工夫をして、一日も早い復旧・復興に取り組んでいく。

佐久間俊男委員

郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランについて部長から説明があった。国土交通省の100ミリ安心プランに位置づけられたことにより、どのような取り組みがなされるのか。河川事業と下水道事業の連携を中心に説明願う。

河川計画課長

国土交通省の100ミリ安心プランに位置づけられたことにより、河川改修事業や下水道事業は国から重点的な予算を配分される見込みとなっている。郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランは、計画期間が平成26～34年度の9年間で、集中豪雨による浸水が想定される区域及び近年浸水被害を受けた区域のうち河川と下水道が連携して浸水被害の軽減が図れる市街地約800haを対象としている。

主な取り組み内容は、河川の掘削、築堤等の河川事業、雨水幹線の整備、雨水貯留施設の整備、ポンプ施設等の整備の下水道事業である。そしてソフト対策として、一般家庭や民間企業に対する雨水浸透ますや止水板設置への補助、浸水ハザードマップ作成等を予定している。

神山悦子委員

広島市の土砂災害について聞く。本会議では予算等の課題について質問したが、どこでも起こり得る災害であると思う。土木部としては警戒区域等の指定もしなくてはならず、改めて土砂災害への対応が問われているが、何を教訓にして、どのような対策をとっていくのか。

砂防課長

委員指摘のとおり、今回の広島市のような土砂災害はどこでも起こり得ると認識している。新聞等で警戒区域等の指定促進と言われているが、これは住民に危険を知らせることが目的である。ハード整備がなかなか進まない状況においては、人的被害を防止するためにやむを得ず指定し、ソフト対策において危険を知らせることとしており、住民がその情報を取

得し、情報に基づいた行動をとってもらえるよう県と市町村と一緒に取り組んでいる。ハード整備も着実に進めているが、長野県では整備をしたところでも被災するなど整備をしても確実に安全とは言えない状況になっている。

現在の対策は、まず警戒区域等を指定して危険を知らせる。そして警戒情報等を発出するなど知らせる努力をした上で、住民にも知る努力と避難行動をとってもらうような、行政と住民とが一体となった対策をしないと、人的被害防止には直結しないと考えており、各種施策を市町村とともに進めていく考えである。

神山悦子委員

今の答弁にあった対策は必要であると思う。ハード整備は過信できず、予算も伴うものなので、すぐに対策が進むとも思えない。まずは警戒区域等の指定などのソフト対策を今後とも十分に進めてほしい。これは要望とする。

次に、宅地開発の問題についてである。不動産業者には、警戒区域等の指定をされる前に宅地開発したいという考えがあるのかもしれない。災害防止に向けてた規制は、まちづくりの観点からも改めて問われている。土木部の各部署が不動産業者にもこの規制のあり方をしっかりと周知し、危険箇所を未然に知らせるなどの対策も求められていると思う。

そこで、不動産業者に対する宅地開発規制という視点での考えを聞く。

砂防課長

まず、宅地開発の新規開発規制については、土砂災害警戒区域の中の特別警戒区域を指定することで新規の宅地開発は制限することができる。今後、危険と思われる箇所については、優先して指定していく考えである。

神山悦子委員

砂防課の対応は理解した。

まちづくりの観点からはどうか。

都市計画課長

宅地開発の許認可等については、盛り土、切り土、土砂の流出等さまざまな技術的な基準がある。一般的に山間地等の危険な箇所では、ほとんど宅地開発が規制されており、斜面を切り開いた広島市の土砂災害があったような場所での宅地開発は本県ではできないこととなっている。